

Vol. 0 1 6
20 July 2021

Plaza 通信 Vol. 0 1 6 の内容

- ◇ 令和2(2020)年12月の在留外国人統計詳細が、公開されました。(7月16日、出入国在留庁)
- ◇ 技能実習生の妊娠に大切なお知らせ(外国人技能実習機構)

7月のプラザ

新型コロナワクチン接種の流れについて動画を作成しました。



※予約までの流れと予約方法
※予約票の書き方

(上記QRコードのホームページにYouTubeへのリンクがあります。)

詳細・開設時間などは下記へ:

熊本市国際交流振興事業団
860-0806
熊本市中央区花畑 4-18
熊本市国際交流会館2階
TEL 096-359-4995
e-mail

soudan@kumamoto-if.or.jp



ホームページのQRコード



FacebookのQRコード

ぶらざ つうしん Plaza 通信



たぶんかきょうせい かんが
~多文化共生を考える~

◇ 令和2(2020)年12月の在留外国人統計詳細が、公開されました。(7月16日、出入国在留管理庁)

- ◇ 「国籍・地域」「在留資格」「年齢」「性別」「都道府県」毎の在留外国人統計が公開されました。
- ◇ 令和2(2020)年12月の在留外国人総数は、2,887,116人となり、前年2,933,137人より、46,021人減少しました。大きな要因は新型コロナウイルスで、技能実習および留学の在留資格での入国が極端に減少したことです。

在留資格	令和元(2019)年	令和2(2020)年	差異
技能実習口 (団体監理型)	401,124人	371,798人	-29,326人
留学	345,791人	280,901人	-64,890人

一方、母国空港の閉鎖など帰国困難となる在留外国人が増加しました。

在留資格「特定活動」:令和元(2020)年の65,187人→令和2(2021)年103,422人(38,235人増)

また、令和元(2019)年に新たに施行された在留資格「特定技能」の在留外国人は、令和元(2019)年1,621人から令和2(2021)年15,663人へ大きく増加しました。(14,042人、866%増)

- ◇ 熊本県における令和元2(2020)年12月現在の在留外国人総数は、17,751人となり、前年同月の17,942人より191人減少しました。全国と同様に、技能実習口(団体監理型)、留学の在留資格の在留外国人が減少しました。

在留資格	令和元(2019)年	令和2(2020)年	差異
技能実習口 (団体監理型)	9,031人	7,943人	-1,088人
留学	1,333人	1,111人	-222人

全国と同様に、外国人の帰国困難状況から在留資格「特定活動」の在留外国人数は、令和2(2020)年12月現在には1,236人となり、前年同月より952人増加しました。

在留資格「特定技能」「介護」の在留外国人数も385人、10人と増加しました。

- ◇ 熊本市における令和2(2020)年12月の在留外国人の状況は次回のプラザ通信でレポートします。

アメリカ 交流員 紹介！

ウォルター

ピュージル さん

プラザに関わる人物紹介
第9弾、熊本市の国際交
流員として、国際交流や相
談業務に携わっているウォ
ルターピュージルさんを紹介し
ます。

① 交流員の活動

交流員の役割は、熊本と
海外、異なる言葉・文化を
持つ人たちの架け橋となる
ことです。市役所の窓口で
は英語通訳として外国人
市民の皆さんが安心して
暮らせるようサポートして
います。子どもの幼稚園・
保育園、新型コロナでの生
活支援助成など母国の制
度と違うところを理解して
もらえるように、よく話を聞
き、よく話し合うことを大切
にしています。

② 市民の皆さんへの提案

日本人の皆さんに、アメリ
カ諸事情の基礎を日本語
で紹介し、英語で考えても
らっています。おもしろい英
語表現も学べます。

この機会は、異文化理解
にとどまらず、自国文化を
振り返り、自己の再発見に
なっています。益々グロー
バル化が進む中、多様な
人たちと交流することは大
変重要です。国際交流会
館には、外国人市民の民
さんと語り合う多くの場が
あります。是非、参加して
みてください。

③ プラザができること

プラザでは、難しい質問や
疑問にも、スタッフが一緒
に考え、答えを探します。

お気軽に、お立ち寄り、お
声をかけてください。

◇ 技能実習生の妊娠に関して大切なお知らせ(外国人技能実習機構)

妊娠を理由に技能実習を一方向的に終了することはできません

以下、出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構の通知です。

ホームページには技能実習生が日本で出産する場合の留意点についても記載されて
います。ご参照ください。 <https://www.otit.go.jp/files/user/210713-71.pdf>

技能実習生の妊娠が分かったら

○技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

○監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構

LL030713開海02



アメリカ交流員

ウォルター ピュージル
(WALTER PUGIL) さん
(英語・日本語)

熊本市のアメリカ人国際交流員。国際交流会館では、異文化カフェアメリカ、CIR カフェ、キッズカフェなどを担当。出身のテキサス州ヒューストン市は、姉妹都市サンアントニオ市から車で3時間。緑が多い都市だそうです。

相談日時： 金曜日
13:00～17:00

熊本市の在留外国人(7月度速報)

在留外国人数/総人口 6,230 人/731,755 人(外国人比率 0.86%)
(在留外国人数 前月より57人減)

6月の
プラザ
相談件数
117件